

泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例の改定に向けたコメント

2022年7月29日

友永 健三（一般社団法人部落解放・人権研究所名誉理事）

1. 条例制定（1993年）以降の人権をめぐる動向をふまえる

◆世界：代表的なもの

- 2001年9月 反人種主義・差別撤廃世界会議の開催（南アフリカ・ダーバン）ダーバン宣言・行動計画採択
- 2001年9月 9・11同時多発テロ、その後のアフガニスタン戦争、イラク戦争
- 人権教育の世界プログラムの開始（2005年～）5か年計画を積み上げていく方式、現在第4フェーズ 国連人権教育の10年（1995～2004年）の後継計画
- 2006年 国連人権委員会が国連人権理事会へと改組
- 2015年 国連持続可能な開発目標・SDGs（2016～2030年）の開始決定
- 2022年2月 ロシアのウクライナ侵攻 など

◆日本：代表的なもの

- 2000年12月 人権教育・啓発推進法公布・施行
- 2014年 1月 障害者権利条約批准
- 2016年 4月 障害者差別解消法施行
- 6月 ヘイトスピーチ解消法公布・施行
- 12月 部落差別解消推進法公布・施行
- 2018年12月 法務省人権擁護局のインターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件および処理について（依命通知）
- 2019年 5月 アイヌ施策推進法施行 など

◆大阪府：代表的なもの

- 2016年 4月 障がい者差別解消条例施行（2021年4月一部改正）
- 2019年10月 性の多様性理解増進条例、人権尊重の社会づくり条例・改正施行
- 11月 ヘイトスピーチ解消推進条例施行
- 2022年4月 大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例施行 など

◆泉佐野市

- 1997年 泉佐野市同和行政基本方針
- 1998年 人権教育のための国連10年泉佐野市行動計画
- 1999年 泉佐野市同和行政推進プラン
- 1999年 人権教育のための国連10年泉佐野市実施計画
- 2002年 泉佐野市男女共同参画すいしん計画
- 2002年 泉佐野市同和行政基本方針（改訂）
- 2004年 泉佐野市人権行政基本方針
- 2004年 泉佐野市同和行政推進プラン（改訂）
- 2004年 泉佐野市人権施策基本方針策定
- 2005年 泉佐野市人権教育推進計画・実施計画（改訂）
- 2012年 第2次いずみさの男女共同参画行動計画
- 2017年 泉佐野市男女共同参画まちづくり条例施行
- 2018年 第2次いずみさの男女共同参画行動計画（改訂）

※泉佐野市男女共同参画審議会（2017（H29）年4月1日～）

- 2018年 泉佐野市人権教育推進計画（改訂）
- 2022年 第3次泉佐野市男女共同参画推進計画（改訂）

2. 他の自治体（とりわけ市）の動向をふまえる

○部落差別解消推進法等の制定を受けて、新たに条例を制定したり、これまであった条例を改正している自治体（とりわけ市）が増えてきている。

例：兵庫県たつの市 部落差別解消推進法をふまえた条例・・・相談、教育に加えて市として実態調査を実施すること、審議会を設置することなどが盛り込まれた。条例制定後、生活実態調査、意識調査が実施され、実態を踏まえた計画が策定された。

3. 立法事実（条例を改正しなければならないような事実があるか）

○条例制定以降の差別事件の動向：1993～2020年の間に、泉佐野市が把握した差別事件だけでも128件の差別事件が確認されている。その特色は、以下の通り。

- ・対象ごとにみると、部落差別、外国人差別（韓国・朝鮮、中国人）、障害者、女性の順に多い
- ・手段ごとにみると、差別落書き、差別文書、差別発言、インターネット順に多い
- ・発生場所ごとにみると、関西国際空港、市役所、南海・JR駅、中学校、図書館等の順に多い
- ・特徴的な差別事件としては、①不動産取得などにかかわった同和地区の問い合わせ、②差別言動等を行い、関係行政機関等が説得しても説得に応じない事例、③インターネット上で差別情報が確認されプロバイダー等に削除要請をしても削除されない事例が散見される。
- ・留意事項としては、現時点においては、件数的には少ないが、今後モニタリングなどを

実施していけば、インターネット上の差別情報が増加する可能性が濃厚である。

4. 市民意識調査結果の分析

○泉佐野市市民の人権意識調査結果の分析の活用、とりわけ 2015 年、2021 年に実施した市民意識調査結果の分析の活用

5. 条例の改正に当たって検討すべき事項

○明確に欠落していると思われる事項

(1) 相談に関する規定が欠落している

案文案：第〇条 市は、国及び府との適切な役割分担を踏まえて、部落差別をはじめとするあらゆる差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

【この規定をふまえた留意事項】

- (1) 泉佐野市役所内の的確な相談体制の充実を検討する必要がある。
- (2) 市民交流センター、女性センター等における的確な相談体制を検討する必要がある。

(2) 教育に関する規定が欠落している

案文案：第〇条 市は、国及び府との適切な役割分担を踏まえて、部落差別をはじめ、あらゆる差別を解消するため、必要な教育を行うものとする。

【この規定をふまえた留意事項】

- (1) 学校教育における部落差別をはじめ、あらゆる差別を解消していくための方針、計画の策定が求められる。
- (2) 社会教育における部落差別をはじめ、あらゆる差別を解消していくための方針、計画の策定が求められる。

(3) 事業者にかかわる規定が欠落している

案文案：第〇条 事業者は、部落差別をはじめ、あらゆる差別を解消するために、従業員の人権意識の高揚を図るなど、その事業活動において、人権尊重の視点に立って取り組むとともに、市が実施する人権施策に協力するものとする。

【この規定をふまえた留意事項】

- (1) 公正採用選考人権啓発推進員の設置（従業員 25 人以上の事業所）促進
- (2) 部落差別をはじめ、あらゆる差別を解消に取り組む企業の組織化

○検討が必要と思われる事項

- (1) 前文に、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法、アイヌ施策推進法などが制定されたことにふれた方が良いかどうか検討する必要がある。

参考：尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例前文

- (2) インターネット上の差別情報の増加に向けて、モニタリングが重要な取り組みとなっ

てきているため、条例に規定することを検討する必要がある。

参考：湯浅町部落差別をなくす条例 第9条

(3) 条例に基づく施策を推進していくための基本方針、基本計画の策定、改訂が実施されているかどうかの点検が必要

例：泉佐野市人権行政基本方針 2004（平成16）年7月に策定

- この基本方針の期間が定められていない？
- その後の変化を踏まえた改訂が行われていない？
- 基本方針をふまえた計画が策定されていない？

6. 2023年9月で、泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例が制定されて**30年を迎える**。この機会に、その後の変化、今日の差別の現状を踏まえ、差別撤廃が大きく前進した**世界に誇るべき人権都市泉佐野市創造に役立つ条例改正実現を！！**